

役員および評議員の報酬等に関する規定

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人アクア(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
 - 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
 - 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

1

(費用)

第6条 役員等が会議に出席した場合、都度2,000円を交通費として支給する。

- 2 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該旅費を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規定は、平成29年4月1日より施行する。

2

別表第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	年額0円
理事	年額0円

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	0円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0円

(2) 監事

	日額
監事監査等への出席	0円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0円

別表第3 (評議員の報酬)

	日額
評議員会の出席	0円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	0円